**検定手数料表** 2014年(平成26年)4月1日より施行

特定計量器名	手数料額	特定計量器名	手数料額	特定計量器名	手数料額	特 定 計 量 器 名	手数料額
タクシーメーター				温度計		ホータンクローリー	
装置検査(走行検査)	700	ロ分銅 (1)表す質量が 200g以下のもの (2) " 200gを超えるもの	20 220	ガラス製温度計(ベックマン温度計又 はガラス製体温計を除く) (1)計ることができる温度 零下5℃以上105℃以下	50	(1) 全量が2000リットル以下のもの (2) " " 超えるもの	2,100 4,000
質量計				体積計		アネロイド型圧力計	
イ 非自動はかり (1) 検出部が電気式又は光電式のもの であってひょう量が1t以下のもの		ハ おもり		イ 水道メーター		アネロイド型圧力計(ロに掲げるもの イ を除く)	
ひょう量が 30kg以下のもの	1,050	(1) 質量が 5kg以下のもの	20	(1) 口径が25mm以下のもの	80	(1) 最大圧力が 50MPa 以下のもの	90
" 100kg "	1,250	(2) " 20kg "	90	(2) // 40mm //	170	(2)	450
" 250kg "	1,650	(3) // 20kgを超えるもの	290	(3) // 100mm //	1,200	(3) 〃 100MPa を超えるもの	930
" 500kg "	2,050			(4) // 100mmを超えるもの	1,650		
" 500kgを超えるもの	2,350						
	,			ロ 燃料油メーター		ロ アネロイド型血圧計	150
(2) 棒はかり又は直線目盛のみのもの				(1) 使用最大流量1リットル/分以下	590		
ひょう量が 10kg以下のもの	100			(2) 最大指示量50リットル以下(上記除)	1,550		
" 10kgを超えるもの	190			(3) 自動車等給油メーター((1)又は(2)に 掲げるものを除く)			
(0) (1) 7 (1 (0) 1) 1 0 1 0				(4)(1)、(2)又は(3)に掲げるもの以外	2,050	W 50MB 500	
(3) (1)又は(2)以外のもの	450			(4) (1)、(2)又は(3)に拘けるもの以外 のもの	0.400	Ж 50МРа = 500kg	
ひょう量が 5kg以下のもの	150				3,400		
" 20kg "	190				0.400		
" 50kg "	250			ハ LPG	6,400		
" 100kg "	340			_ 1'a , &			
" 250kg "	520			ニガスメーター			
" 500kg "	900			(1) 最大流量 16㎡ 毎時以下のもの	100		
" 1,000kg "	1,550			(2) " 65m "	220		
" 2,000kg "	2,450			(3) " 160m <sup>3</sup> "	590		
" 5,000kg "	6,150			(4) " 400m³ "	960		
" 10,000kg "	7,750			(5) " 1000m "	2,300		
" 20,000kg "	11,400			(6) " 1000㎡ 毎時を超えるもの	5,500		
" 30,000kg "	14,150						
" 40,000kg "	18,900						
" 50,000kg "	21,300						
" 50,000kgを超えるもの	37,800						
(4) 最小目量又は感量がひょう量の1万 分の1未満のものにあっては (1)~ (3) の金額の2倍の額とする							